

広島県告示第三百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十六年五月七日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年四月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

呉環状線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
呉市警固屋九丁目二七六番四地先から 呉市警固屋九丁目二〇四番地先まで		五・五〇〇八 ・五〇	八・五〇〇一 〇・一〇〇	二九二・五〇	二九二・五〇 拡幅